

令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費について

(1)対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎

(2)上記で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

(3)診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

(4)請求に際して、診断、行った検査、治療内容等記載する。

(5)算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

| | |
|------|---|
| 肺炎 | 血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤(内服・点滴注射)・酸素吸入・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。 |
| 尿路感染 | 血液検査・尿検査・抗生剤(内服・点滴注射)・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。 |
| 带状疱疹 | 带状疱疹にて施設での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。 |
| 蜂窩織炎 | 蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤(内服・点滴注射)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。 |

所定疾患施設療養費算定状

| 診断名/年月 | | 令和 5年度 | | | | | | | | | | | |
|--------|------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 肺炎 | 人数 | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| | 治療日数 | 6 | | | | 4 | 3 | 3 | | | | | |
| 尿路感染 | 人数 | 1 | 5 | 3 | 2 | 1 | | | 1 | 1 | | 1 | 1 |
| | 治療日数 | 7 | 28 | 15 | 8 | 7 | | | 7 | 7 | | 7 | 7 |
| 带状疱疹 | 人数 | | | | | | | | | | | | |
| | 治療日数 | | | | | | | | | | | | |
| 蜂窩織炎 | 人数 | | | | | | | | | | | | |
| | 治療日数 | | | | | | | | | | | | |

令和6年4月1日現在